

JFS-C 認証プログラムに係る認定機関に対する サーベイランス活動規程	発行日 2025-04-17	文書番号 PR_301_13_R00_ja
	改定日	改定番号 R00

JFS-C 認証プログラムに係る認定機関に対する サーベイランス活動規程

1. 目的

本規程は、認定機関による認定活動の質を維持向上させるために、JFS-C 認証プログラム文書 3. 「JFS-C 基準文書の開発・改定と運用におけるインテグリティー」及び4. 「認定機関に対する要求事項」が定める要求事項に関し、一般財団法人食品安全マネジメント協会（以下、「協会」という。）との間で契約を締結した認定機関（以下、単に「認定機関」という。）に対するサーベイランス活動について規定する。

2. 責任

- 1) 事務局長は、認定機関に対するサーベイランス活動の統括及びそれにとまなう不適合への対応について責任を負う。事務局は、事務局長の当該業務を補佐する。
- 2) 理事長は、認定機関に対する是正要請、及び認定機関との契約の解除に責任を負う。
- 3) この規程の対象となる認定機関は、JFS-C 認証プログラム文書記載の“認定機関に対する要求事項”の内容を満たす機関に限る。

3. 適用

3.1 認定機関へのサーベイランス活動

1) 認定委員会へのオブザーバー参加

- (1) 理事長、事務局長及び事務局は、認定機関が認定プロセスを委任するために設置した委員会（以下「認定委員会」という。）が行う審議にオブザーバーとして必要に応じて参加する。
- (2) 事務局は、認定委員会の審議内容を報告書として文書化する。

2) 認定機関が実施する認証機関事務所審査及び組織審査立会への同行

- (1) 理事長、事務局長及び事務局は、前項のオブザーバー参加又は認証機関パフォーマンス評価の結果を踏まえ、認定審査の状況を現場で検証する必要があると判断した場合、認定業務における認証機関事務所審査に立会い、または認証業務における組織審査への認定機関の立会に同行することがある。
- (2) 上記の立会いまたは同行にあたっては、事前に調査の対象及び視点等を決め、認定機関、認定審査の対象となる認証機関又は組織に対して、調査日時、調査場所、調査対象等を通知する。
- (3) 事務局は、上記認定審査の状況を報告書として文書化する。

3) 認定機関との定期ミーティングの開催

- (1) 事務局は、主に以下 2 点を目的とし、認定機関と定期的に（少なくとも年に1回）ミーティングを開催する。
 - ① 認証機関に対する認定審査結果の共有と今後の対応の検討（協会が実施する認証機関への次回の定期事務所審査における確認項目への反映）
 - ② 食品安全に関する基準文書等の改定情報の共有とその影響の精査 など

JFS-C 認証プログラムに係る認定機関に対する サーベイランス活動規程	発行日 2025-04-17	文書番号 PR_301_13_R00_ja
	改定日	改定番号 R00

4) 是正要請及び契約解除

- (1) 協会は、以下のいずれかに該当する場合には、理事長の承認に基づいて、認定機関に対し、文書により、90 営業日以内に必要な是正措置を講ずるよう求める。
- a) 認定機関が要求事項を継続的に遵守しなかった場合
 - b) 認定機関が協会との契約を履行しなかった場合
 - c) 認定機関が JFS-C 規格及び認証スキームの信頼性を著しく損なう行為をした場合
- (2) 協会は、是正要求後 90 営業日が経過した後も、認定機関が正当な理由なく適切な是正措置を講じなかった場合、相当期間の催告の上、理事長の名により認定機関との契約を解除することができる。
- (3) 理事長は、前二項を実施した場合、理事会にすみやかに報告するとともに、契約解除をした場合には、関係する認証機関に遅滞なく書面により通知する。
- (4) 前項の報告及び通知後、協会は、協会ウェブサイトにて契約解除を公表する。

以上

改版 (Version)	発行日 (Issue Date)	改定履歴 (Revision History)
R00	2025-04-17	初版（文書体系見直しに伴い、PC_301_04_R00_ja_「認定機関に対する監視活動手順」を新たに規定として再構成）